

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第8条
処 分 の 概 要 : 風俗営業の許可の取消し
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法第3条（許可）、第4条（許可の基準）、第7条（承認）、第7条の2（承認）及び第7条の3（承認）
処 分 基 準 : 風俗営業等適正化法第8条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のよう に、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている 場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこ ととする。 ・ 第4条第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やか にその者の解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :